

リコール情報周知システムにおける情報の流れの概要(イメージ)

参考資料 3-3

事業者(事業者は自社HP、新聞社告等により広報)

届出

届出

地方公共団体

各省庁等

厚生労働省<医薬品等>

農林水産省<食品>

経済産業省<消費生活用製品>

国土交通省<自動車> 等

<情報収集システムの構築>

リコールに係る情報は、各省庁によって、その情報内容、掲載方法等が異なり、一括処理する高度な収集システムが必要

収集

<リコールに係る情報>

項目、届出コード、リコール日(開始日)
事業者名、製品名・商品名(対象ロット、型式)
販売価格、対象個数
回収理由(不適切な表示の内容)、返品方法、対策 等

直接届出

リコール情報一元化サイト(消費者庁)

- 収集した情報をデータベースとして格納
- 収集した情報のうち、消費者庁において公開する情報、掲載元へのリンクを貼る情報を峻別
- ポータルサイトを作成し、ジャンル別、掲載日別(リコール発生日別)に掲載
- 製品の種類、製品名、事業者名等での検索を可能とする
- 携帯サイトを作成し、携帯サイト用に掲載する情報を峻別した上で、同様の機能を持たせる

- 一元化サイト運営開始
- 携帯サイト運営開始
- メールアラート配信

情報を届ける

地方公共団体・流通業者との連携のあり方を検討

消費者